

新世代モバイル通信システム委員会報告（案）に対して提出された意見及び当該意見に対する新世代モバイル通信システム委員会の考え方
 －「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「携帯電話の上空利用拡大に向けたLTE-Advanced（FDD）等の技術的条件等」－
 （意見募集期間：令和4年11月11日～同年12月12日）

<意見提出者一覧（五十音順）> 計：25件

・法人（22件）

アイテック阪急阪神株式会社	朝日航洋株式会社	株式会社NTTドコモ
株式会社 オプテージ	クアルコムジャパン合同会社	KDDI株式会社
株式会社恒河技術	株式会社JTOWER	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社
ソフトバンク株式会社	西日本電信電話株式会社	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本鉄鋼連盟	日本電気株式会社	阪神ケーブルエンジニアリング株式会社
阪神電気鉄道株式会社	BAN-BAN ネットワークス株式会社	東日本電信電話株式会社
株式会社日立国際電気	姫路ケーブルテレビ株式会社	富士通株式会社
株式会社ベイ・コミュニケーションズ		

・個人（3件）

（意見提出順に、「個人①」～「個人③」と記載しております。）

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
(1) 委員会報告(案)全体に関する意見					
1	株式会社オプテージ	全体	携帯電話が上空で利用可能となれば農業分野や点検分野等さまざまなユースケースで活用が期待できること、およびローカル 5G の柔軟な運用等が可能となればローカル 5G の更なる普及につながると考えられることから、「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「携帯電話の上空利用拡大に向けた LTE-Advanced (FDD) 等の技術的条件等」についての委員会報告(案)に概ね賛同いたします。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
2	クアルコム ジャパン 合同会社	全体	当社は委員会報告(案)につきまして、基本的に賛同いたします。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
(2) 委員会報告(案)第1部(携帯電話の上空利用拡大)に関する意見					
3	KDDI株式会社	第1部全体	近年、物流やインフラ点検等にドローンが活用されており、改正航空法の施行により有人地帯での補助者なし目視外飛行(レベル4)が可能となる等、更なる利活用拡大の期待が高まっております。上空におけるドローンの通信手段としては携帯電話システムが活用されており、当社も上空でのLTE利用についてサービスを提供しております。 お客様からは既存サービスに加え、高度150m以上や空飛ぶクルマ等の無人航空機以外での携帯電話システムの利用、上空での5G利用等が要望されております。今回の技術的条件の策定は、それらのニーズに応えることを可能とし、上空での携帯電話システムの利活用を促進するものであることから、原案に賛同いたします。 なお、上空利用の更なる普及のため、速やかに関係規定等が改正されることを希望いたします。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
4	株式会社NTT ドコモ	第1部全体	上空での利用ニーズに対応しつつ、地上の移動通信システム、及び隣接業務への干渉影響等について考慮した検討が行われていると考えますため、本報告書案の内容に賛同します。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
5	ソフトバンク株式会社	第1部全体	携帯電話の上空利用拡大について、今回の技術的条件の策定は地上での携帯電話サービスを保護しつつ、携帯電話の上空利用の高度制限の撤廃及び NR 化の対応、無人航空機に限らずヘリコプターや空飛ぶクルマなど航空体を限定しない選択肢が増えたことにより、将来の空の産業革命に向けて新たなユースケースや利用ニーズに応えるものであることから、報告書案に賛同いたします。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
6	株式会社オプテージ	第1部全体	発電所や製鉄所等のプラント施設における設備保安の高度化(スマート保安)が検討される中、ドローンを用いた遠隔監視のニーズが挙がっております。プラント施設等の高いセキュリティが求められる場所で、ドローンから 4K・8K 相当の高精細映像をリアルタイムに伝送するためには、ローカル 5G の活用が極めて有効であると考えられます。 この度の検討において、送信電力制御により TDD 方式における遠方補足問題に起因する干渉影響は回避可能という結果が示され TDD 方式の技術課題はクリアされたと認識しております。それを踏まえ、ローカル 5G (TDD 方式) のドローン利用の早期実現を要望いたします。	本案に対する賛成のご意見として承ります。 なお、ローカル 5 G 等を含む TDD 方式の上空利用に関する技術的条件については、引き続き本委員会において検討を行ってまいります。	無
7	クアルコムジャパン合同会社	第1部全体	上空利用に関しては、高度の制限をなくし、ネットワークスライシング等の技術を導入可能な 5G-NR を利用できるようにすることで多様なユースケースを実現できるようになると考えます。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
8	朝日航洋株式会社	第1部全体	次の理由から意見に賛成いたします。 1. 携帯電話の上空利用拡大により有人航空機運航者の利便性向上が期待されるため。 2. 2016 年 7 月以降携帯電話の上空利用は、一般には、無人航空機に搭載して使用する実用化試験局に限るとされていたところ、実際には、有人航空機向けにも実用化試験局が免許されており、当該制度を知っている一部通信事業者のみがその事業を展開している。今後上空利用するための制度、技術要件が設定され、公開されることにより、他の通信事業者の参入も見込まれ、公平性のある電波の利用が見込まれるため。 一方、ドクターヘリでは、2016 年 7 月以降実用化試験局免許のない端末が上空利用されるケースが散見されたため、2019 年 4 月 18 日に開催された航空事業連	本案に対する賛成のご意見として承ります。 後段のご指摘につきましては、周知のあり方等、総務省における今後の施策の検討において参考とされるものと考えます。	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会の会合において、総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課様より、実用化試験局免許制度をご説明いただいた経緯があります。</p> <p>ドクターヘリ向け携帯電話上空利用において通信事業者はドクターヘリ医療従事者と携帯電話利用の契約を行い、ヘリコプター運航者はその携帯電話の機内での使用に同意するのみというケースが殆どです。</p> <p>この場合、ヘリコプター運航者は医療従事者がドクターヘリに持ち込む携帯電話の上空利用には同意しますが、その端末に実用化試験局が免許されているかどうか、その使用条件を記した「試験の方法及び具体的計画」の内容のとおり適切に無線局が運用されているかどうかは、ヘリコプター運航者は把握できません。（「試験の方法及び具体的計画」は通信事業者の意向でヘリコプター運航者には非開示となっています。）</p> <p>また2019年9月にはドクターヘリではないヘリコプターによる実用化試験局免許のない携帯電話の上空利用も見受けられています。</p> <p>上記2.に記したとおり、多くの通信事象者の参入は望むべきものですが、新世代モバイル通信システム委員会上空利用検討作業班第4回会議資料において「申請を行わない野良ドローンへの対処は、既存携帯電話システム保護の観点でも必要」とされているように、制度が正しく適切に運用されるよう、技術要件の他、通信事業者の事業の監督、有人/無人航空機運航者への監督が必要と考えられます。</p> <p>制度が正しく適切に運用されなかった歴史を繰り返すようでは、上空利用検討班で検討された内容が無駄になってしまいます。</p>		
9	日本電気株式会社	第1部全体	<p>携帯電話の上空利用拡大に向け、150m以上の空域におけるLTE-Advanced (FDD)、及びFDD-NRの技術的条件のとりまとめについて適切な内容であると考えます。</p> <p>一方で、携帯電話の上空利用拡大に向けては、運用コスト削減の観点も重要と考え、以下2点の検討を希望します。</p> <p>(1)LTE 上空利用サービスへMVNO 事業者が参入することで、サービスの多様化・競争の促進によるサービス価格の低減につながると考えます。MVNO 事業者のLTE 上空利用サービス参入には、MVNO 事業者が移動局の空中線電力の制御に必要な情報を入手できる仕組み（技術面・制度面）を検討・整備する必要があります。</p>	<p>前段のご意見につきましては、本案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>後段のご要望のうち、(1)については、今後の検討の参考とさせていただきます。(2)については、各携帯電話事業者において検討される課題であると認識しております。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>あります。また、検討にあたり MVNO 事業者を委員会及び作業班の構成員に加えて議論を実施することが望ましいと考えます。</p> <p>(2) ドローンを利活用する事業者のコストとなる LTE 上空利用サービスについて、通信回線の提供を基本とし、通信回線以外のサービスはオプションとする提供形態とすることを希望します。ドローンを利活用する事業者のコスト低減と、多様な運航管理等のサービスを選択できるようにすることで、一層のドローンの普及と社会課題の解決につながるものと考えます。</p>	す。	
10	個人③	第 1 部全体	<p>そもそも LTE は緊急時、特に有事の際に使用できなくなる可能性が非常に高いので LTE を強化するのではなく既存の独立無線機周波数の改善、特に 900MHz 帯と 2,4GHz 帯の改善をドローンにするべきではないでしょうか？</p>	<p>本意見募集は、携帯電話の上空利用の拡大に向けた技術的検討に関するものです。</p> <p>いただいたご意見については、総務省における今後の施策の検討において参考とされるものと考えます。</p>	無
11	阪神電気鉄道株式会社、 阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、 姫路ケーブルテレビ株式会社、 BAN-BANネットワークス株式会社、 アイテック阪急阪神株式	<p>第 2 章 携帯電話の上空利用の拡大に向けた共用検討</p> <p>2.1.5 遠方捕捉問題の解決手法の検討</p> <p>及び</p> <p>第 3 章 技術的条件の方向性</p> <p>3.1 上空利用で用いる周波数</p>	<p>2.5GHz 帯の地域 BWA・自営等 BWA、およびローカル 5G (Sub6 帯、mmW 帯) における上空利用の早期の実現を要望します。</p> <p>既に携帯電話事業者の FDD-LTE 方式における上空利用の制度整備は 2020 年 12 月に行なわれ、運用が始まっているところですが、検討事項となっていた 2.5GHz 帯 BWA 等の TDD 方式における『遠方捕捉問題』について、本報告(案)で具体的な解決手法が示されました。これにより今後、地域 BWA についても実現の可能性が高まったと理解しています。</p> <p>携帯電話と同様に、セルラードローン等を包括的に免許取得(実用局化)できるようになれば、ドローン等の利用における手続きの短縮が図れると共に、ドローンによるリアルタイムな映像伝送等の高速な通信が、既存の BWA エリアで利用可能となることが期待されます。</p> <p>一方で、携帯電話網の整備が遅れている中山間地域等の条件不利地域において、農業や林業分野での無線インフラ整備ニーズが依然として高いことから、地域 BWA 事業者である当社としては、自営等 BWA の活用も含め、安価な小型 4G 基地局 (eNB) によるローカル整備の検討を進めており、その主要な利用の 1 つがドローンであるとみています。</p>	<p>BWA (地域 BWA、自営等 BWA を含む) やローカル 5 G 等を含む TDD 方式の上空利用に関する技術的条件については、引き続き本委員会において検討を行ってまいります。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	会社		<p>また、ローカル 5G においても、産業利用を主体として利活用が徐々に進む中で、ドローン活用ニーズの増加が想定されることから、BWA と同様に TDD 方式を採用する点で、早期の導入が可能と期待します。</p> <p>私ども地域 BWA 事業者としては、今後のローカル 5G 運用も視野に、地域の利用者ニーズに合わせて早期にセルラードローン等が提供できるよう、早期の検討に期待すると共に、地域 BWA 推進協議会とも連携して、具体的なユースケースの提示等、必要に応じて協力していきたくと考えています。</p>		
12	株式会社恒河技術	<p>第 2 章 携帯電話の上空利用の拡大に向けた共用検討</p> <p>2.1.5 遠方捕捉問題の解決手法の検討</p> <p>及び</p> <p>第 3 章 技術的条件の方向性</p> <p>3.1 上空利用で用いる周波数</p>	<p>上空利用の拡大に賛同する。</p> <p>今回の検討で、TDD 方式の遠方補足問題は適切な送信電力制御により問題にならないことが示された。</p> <p>農業・林業分野などでドローン活用のニーズが高まっていることから、地域 BWA・自営等 BWA (2.5GHz 帯) およびローカル 5G (サブ 6 帯、ミリ波帯) における上空利用の早期実現を要望する。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、BWA (地域 BWA、自営等 BWA を含む) やローカル 5G 等を含む TDD 方式の上空利用に関する技術的条件については、引き続き本委員会において検討を行ってまいります。</p>	無
13	西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社	<p>第 3 章 技術的条件の方向性</p> <p>3.1 上空利用で用いる周波数</p>	<p>農業や建設業等の様々な産業分野において、ドローンをローカル 5G で接続して高精細映像等のデータをリアルタイムで収集する等のニーズが顕在化しているため、早期にローカル 5G によるドローン利用を可能とさせていただきたいと考えます。</p>	<p>ローカル 5G を含む TDD 方式の上空利用に関する技術的条件については、引き続き本委員会において検討を行ってまいります。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
14	個人①	その他	<p>まず帯域を払い出す方式をやめて、水道のように水道管、つまり電波基地局は国が管理し、キャリアはインターネットのプロバイダ的なポジションにすべき。そうすることで全帯域を通信として利用できるため、キャリアごとの不公平感が是正される。</p> <p>また公共放送の役目を持つ NHK 以外の無線、テレビの帯域を返却させて配信や通信を通信回線で実施すればより利便性が高まる。上空での通信は、まず地上の通信を整理してから進めた方が良く考えます。上空の通信は衛星回線などまだまだ、検討の余地を残すので投資が無駄にならないように、スピード感を高めるか、慎重に技術（方式）検討を進めることが重要だと考えます。</p>	<p>本意見募集は、携帯電話の上空利用の拡大に向けた技術的条件に関するものです。</p> <p>いただいたご意見については、総務省における今後の施策の検討において参考とされるものと考えます。</p>	無
(3) 委員会報告（案）第2部（ローカル5Gの柔軟な運用等に関する条件）に関する意見					
15	株式会社日立国際電気	第2部全体	<p>ローカル5Gの普及・促進に向けて、「共同利用」の概念の導入等、より柔軟な運用に向けた制度の見直しに関する内容が盛り込まれており、本見直しにより、ローカル5Gを利用したビジネス展開が一層容易になり、広く国民が高品質なサービスを楽しむ環境が実現することから、本委員会報告（案）に賛同いたします。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p>	無
16	一般社団法人日本鉄鋼連盟	第2部全体	<p>あらゆるモノがつながるIoTなどを通じて活用できるデータが爆発的に増加し、また、AI、クラウドなどのデータを扱う新たなデジタル技術の活用の可能性が広がっており、これらの利活用はビジネスの変革を促し競争力を左右する重要な要素となります。このため、日本鉄鋼連盟では業界一丸となってAI/IoT技術の普及に向けた取組みを進めております。</p> <p>この取組の一環として、2021年9月より製鉄所での電波利用に関し総務省総合通信基盤局電波部移動通信課殿とご相談させて頂いておりますが、2022年3月31日に「ローカル5G導入ガイドライン」を改訂頂き無線局開設等の申請方法・提出書類を明確化頂いたことに続き、この度、「空中線の設置場所の変更にあたっては、基地局免許申請時等に予め、複数の空中線設置予定地点において他者土地へ干渉を与えないことを確認できるのであれば、確認を行った予定地点に空中線に移設する場合に変更を届出で認めることが適当である」旨の取り纏め及び定期検査の簡素化を決定頂いたことを日本鉄鋼業界として大いに歓迎致します。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
17	株式会社NTTドコモ	第2部全体	ローカル5Gの利用ニーズへの対応に必要な内容であるため、報告書(案)に賛同いたします。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
18	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	第6章 検討の背景とローカル5Gを巡る現状	<p>【原案】※原文より抜粋して以下に記載</p> <p>第6章</p> <p>ローカル5Gの導入から約3年が経過しようとしており、令和4(2022)年8月末時点でローカル5Gの免許人は、図6-2のとおり、120者程度となっている。一定程度普及しつつあると評価できるものの、ローカル5Gの導入には依然として一定の技術面のハードルが存在していると考えられる。一方で、ローカル5Gの新たな利用ニーズも顕在化しているところである。そこで、委員会では、ローカル5Gの導入や普及を一層推進するため、ローカル5G検討作業班における審議を再開し、図6-3のとおり、新たな利用ニーズを踏まえた制度改正について検討を行った。</p> <p>● 社会全体のデジタル活用、通信利用が急速に進むなか、地域のDX化推進に向けてローカル5Gの利用環境を整えることは、地方のデジタル実装を進め都市との差を縮めていく、というデジタル田園都市国家構想の方向性に沿ったものだと考えます。本委員会で進めるローカル5Gの柔軟な運用等に向けた制度改正の検討について賛同します。</p>	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
19	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社	第7章 共同利用等 結論	<p>ローカル5Gサービスは「自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組み」であり、主にローカル5Gガイドラインへの対応により実現可能となるソリューションサービスの一環であると考えますが、電気通信事業としてローカル5Gサービスを提供する場合は、サービスの利用者よりシステム構築を事業者が依頼され、諸手続きが行われた場合に自己土地利用として認められる事となる。他方、サービスの利用にあたり、システムの構築依頼や諸手続きに必要な個人情報等を事業者経由で関係省庁へ提出する事が必要であることを、サービス利用者に十分に理解を頂くには、相応の時間を要する事となる。</p> <p>共同利用(仮称)については、サービス利用者にローカル5Gの制度について理解を頂く間、他社土地であっても安心してサービスが提供可能となる制度であり、利用者保護、及び安定した通信を確保する観点で有効であり、ローカル5Gの更な</p>	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			る普及に必要な概念と考えており、本委員会報告書（案）に賛同します。		
20	株式会社 JTOWER	第7章 共同利用等	<p>【総務省案】</p> <p>今般、一部事業者から要望のあった「広域利用」についてヒアリングを通じてニーズを精査したところ、様々なニーズが想定され、「広域」の範囲については必ずしも統一的な見解が利用希望者間であるわけではないことが判明した。</p> <p>したがって、委員会では、今回示されたニーズを、</p> <p>① 自己土地からはみ出した電波でも自己土地のように安定的に運用したいというニーズ、</p> <p>② 面的なカバーエリアによって他者土地であっても自己土地のように安定的に運用したいというニーズ、</p> <p>③ 事業者が提供するローカル5Gの設備を複数の利用者で共同利用したいというニーズ</p> <p>に分けて検討を行った。</p> <p>～以下、略～</p> <p>②のニーズ</p> <p>面的なカバーエリアによって他者土地であっても自己土地のように安定的に運用したいというニーズ（図7-2参照）については、ローカル5G検討作業班では地域 BWA の補完としてローカル5Gの利用が要望された。</p> <p>この点、ローカル5Gの無秩序な場所取りを誘発し、ローカル5Gの自営目的での新たな利用を阻害する可能性があることから慎重な議論が必要であり、今回は制度化を見送ることが適当である。</p> <p>ただし、今後のローカル5Gの普及状況を見ながら、ローカル5Gの周波数の有効利用の観点を踏まえ、引き続き検討することとする。</p> <p>なお、面的にカバーエリアを有する利用にあたっては、自営用途と面的な利用用途で屋外利用可能な周波数帯域を分割することも考えられるが、面的な利用の</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。また、いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>ための専用帯域を確保する必要性についても、引き続き検討することとする。</p> <p>本案において、上記①～③のケース分けを行い、それぞれにおける対処案が検討され方向性が示された検討内容について、適切と考えます。</p> <p>「②面的カバー」に対して、慎重に検討すべき論点とされた内容についても、賛同するものです。特に、このテーマについては、どのような面的利用が周波数の有効利用、並びにローカル5Gの推進に寄与するかについての合意形成をまず行っていくことが今後の課題と考えます。</p> <p>この点、ローカル5G制度の導入主旨が、主に自営用途として自らの業務（業務改善含む）のために使い勝手の良い5Gネットワークを通信事業者に限らず構築可能とするものである一方で、「②面的カバー」は電気通信事業用途としてより広く利用を認める面を有していると認識しています。このことから、場合によって両者は相反関係になると考えられますので、本テーマを検討する際には、スキーム全般、例えば、以下の項目についても、視野に入れる必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自営用途と面的カバーを想定した電気通信事業用途で制度の区分の有無 ・ 携帯キャリア5Gとのローミング等ネットワークの利用制限の整理 <p>その他検討が必要な事項の整理含む。</p>		
21	日本電気株式会社	第7章 共同利用等 ②のニーズ	<p>○意見対象箇所</p> <p>なお、面的にカバーエリアを有する利用にあたっては、自営用途と面的な利用用途で屋外利用可能な周波数帯域を分割することも考えられるが、面的な利用のための専用帯域を確保する必要性についても、引き続き検討することとする。</p> <p>●意見</p> <p>屋外でも使用可能な4.8GHz-4.9GHzにおいては、映像のアップロードなど等に対するニーズが多く、100MHz幅の限られた帯域幅でより多くの上りのデータ伝送を実現するため、準同期方式が導入された経緯があると認識しております。</p> <p>そのため、現在報告書に記載されている「周波数帯域を分割することも考えられるが」などの表現は、これまでの作業班で具体的に検討された内容ではなく、</p>	ご指摘を踏まえ、周波数分割については、報告書の記載ぶりについては修正させていただきます。その他のご意見は今後の参考とさせていただきます。	有

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>機器ベンダや使用者へ不安や誤解を招く表現であることから、記載自体は、単純に面的な広域利用については引き続き検討するという記載としていただければと考えております。</p> <p>加えて、機器も、100MHz 帯域幅の仕様で開発されたものが展開されており、機器の機能共通化によるコスト削減の観点からも、自己土地所有者間での個別の周波数帯域幅の調整は可能だとしても、基本的な割り当ては 100MHz 単位が好ましいと考えております。</p> <p>さらに、Beyond5G へのマイグレーションを考えると、単純に周波数を分割すると、将来より高度なユースケースの創出の阻害となることが懸念されることから、現在の割り当てを基本とし、柔軟な対応を考えていく形がよいと考えます。</p>		
22	クアルコム ジャパン合 同会社	第 7 章 共同 利用等	<p>ローカル 5G については、柔軟な運用を目指した各種検討は大変有益であると考えます。ローカル 5G は多様な主体が同一のルールに基づいて各自の土地や建物で周波数を利用するという仕組みであり、7 章に示されている面的なカバーエリアによって他者土地であっても自己土地のように安定的に運用したいというニーズについては自営目的での新たな利用を阻害する可能性があり慎重な議論が必要という点、同意いたします。これに関して、自営用途と面的利用用途で周波数を分割することも考えられるとありますが、既にローカル 5G 用途で割り当てられた周波数を自営以外の用途向けに分割することは、ローカル 5G のサービス品質低下・サービス停止や周波数利用効率の低下を引き起こす可能性があることから極めて慎重な検討が必要であり、現時点で手段として記載するのは不適切であると考えます。</p> <p>各ニーズの議論をもとに見出された基地局の共同利用並びに共同利用区域（仮称）の概念については、無秩序な場所取りを防止しつつローカル 5G のシェアリングを実現するものと考えられますので、賛同いたします。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。また、周波数分割については、ご指摘を踏まえ、報告書の記載ぶりについては修正させていただきます。</p>	有
23	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	第 7 章 共同 利用等 7.1 基地局の 共同利用	<p>【原案】※原文より抜粋して以下に記載</p> <p>ローカル 5G の無秩序な場所取りを誘発しないという観点、また共同利用者への安定した通信を確保する観点から、一の基地局の共同利用に求められる条件の一つとしては、図 8 に示すとおり、複数の利用者の自己土地と一の基地局を含む必要最小限のエリアを自己土地相当とみなす「共同利用区域（仮称）17」を設定することが適当である。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>～（中略）～</p> <p>なお、既存免許人は免許の有効期間（最長5年間）内は優先的にローカル5Gを利用できるが、仮に、共同利用の免許人が再免許申請を行うまでの間に、共同利用区域内の土地所有者等から自己土地利用の希望があった場合は、共同利用の免許人は、再免許申請に際して、当該自己土地利用希望者と必要な調整を行った上で、共同利用区域を改める等、所要の対応を行うことが適当である。</p> <p>● 「共同利用区域（仮称）」の考え方は、ローカル5G導入における現在の課題を踏まえたものであり、本項記載の内容に賛同します。このような制度が地域のローカル5G導入における技術面、コスト面のハードル低減につながり、長期計画に基づく基地局等の設備投資が可能となることから、ローカル5Gの導入促進につながると考えます。</p>		
24	西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社	第7章 共同利用等 7.1 基地局の共同利用	ローカル5Gの設備を複数の利用者で共同利用することにより、利用者がローカル5Gを安価に利用できる可能性が広がることについて、賛同します。当社も、新たな制度も適用しながら、引き続きローカル5Gを活用した地域課題等の解決に取り組んでいきたいと考えます。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
25	株式会社恒河技術	第7章 共同利用等 7.1 基地局の共同利用	共同利用によりローカル5Gを活用しやすくなることから、取り組みに賛同する。ただし、「共同利用」という言葉は適切ではないため、変更を望む。 共同利用により広いエリアを囲い込む「陣取り合戦」が起きる懸念もあるため、適切に審査を進めるよう要望する。	本案に対する賛成のご意見として承ります。なお、「共同利用」については、総務省において、制度化の際に、必要に応じ、適切な文言を検討いただくこととします。	無
26	個人②	第7章 共同利用等 7.1 基地局の共同利用	「第2部 ローカル5Gの柔軟な運用等に関する条件」中の「第7章 共同利用等」において、CATV会社のコア設備・基地局を安く利用することを想定してのことかと考えますが、「免許主体は電気通信事業者とする。」とされています。 免許主体を（電気通信回線設備を設置する）電気通信事業者とする場合、その免許主体には電気通信事業法第41条から第45条の規定が適用され、電気通信設備の自己確認、管理規程の策定、電気通信設備統括管理者の選任、電気通信主任技術者の選任が必要となるのではないのでしょうか。 今後のローカル5Gの導入・利用では、地域BWAにみられるようにコア設備	ローカル5Gは、現行制度においても電気通信事業者が免許主体となることができます。共同利用においては、他人の通信を媒介することが想定されますので、免許主体は電気通信事業者に限定することとしています。	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>を他のCATV事業者等から借用し、基地局設備は電気通信事業者ではないローカル5Gを利用する者が自ら整備する、というケースも想定されるようですが、その場合、上述のような電気通信事業法の条件が課せられることになり、これをクリアすることは決して簡単ではなく、ローカル5Gの利活用・普及の高いハードルになることが懸念されます。</p> <p>ある程度広範囲に及ぶ農地やコンビナート等において、今回検討された「共同利用」の形態でローカル5Gを活用してみたいというニーズ・検討は現にあり、このような場合には、ローカル5Gを利用する関係者が設立・参画する法人・団体等が、電気通信事業を目的としない「自営目的」での基地局・陸上移動局の免許主体となることも可能とするようにしていただきたいと考えます。</p>		
27	阪神電気鉄道株式会社、 阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、 BAN-BANネットワークス株式会社、アイテック阪急阪神株式会社	第7章 共同利用等 7.1 基地局の共同利用	<p>ローカル5Gにおける『広域利用』の制度化について、継続して要望します。</p> <p>当社グループは、地域BWA事業者として地元自治体とも協力して地域BWAを活用した『まちづくり』を展開していますが、直接活動する京阪神エリアに加え、当社が4G-BWAコア機能をクラウド提供する全国の地域BWA事業者の総数は60社に達しており、それぞれの地域でまちづくりの取り組みが進んでいます。</p> <p>ローカル5Gは、具体的な議論が始まった2018年末の当初より、産業利用を主体とした自営5Gに加え、ローカル5Gを『まちづくり』に活かす地域利用の2大ユースケースで整理されたところですが、当社はこの地域利用について、地域BWA推進協議会とも連携して、地域BWAとの組合せ運用も視野に、ローカル5Gの『まちづくり』向けの広域的な利用（≒広域利用）を提案してきました。</p> <p>当社も参加するこれまでの総務省の活動では、新世代モバイル通信システム委員会・報告での「広域利用」の先送り（2020年夏）、また翌年（2021年夏）の電波政策懇談会では「2025年頃に向けて広域利用に関する検討を進めていくことが適当」と報告されました。</p> <p>このような中で、昨年末より「広域利用」について前倒しの検討の機会をいただいたことに感謝いたします。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>当社としても積極的に議論に参加したところですが、今回、最終的にまとめられた『共同利用』案については、広域利用的な要素を一部で取り入れられたものの、電気通信事業者としての本格的な商用活用には、まだハードルが高いものと理解しています。</p> <p>その最大の理由は、共同利用で設定する共同利用区域が自己土地利用の枠組みと共通であるため、自己土地利用エリアと共同利用区域（エリア）が共存できないことです。広域利用の基本的な考え方は、自己土地に限らず「地域一帯」で活用する『まちづくり』ユースケース等を想定していることから、広域利用エリアと自己土地エリアが重なることはごく自然であり、その共存は周波数帯を分けることで実現される認識です。共同利用では、同一の周波数帯を使う想定では、特定の場所において共同利用区域を設定すると、最大で5年間（免許の有効期間）は後発の自己土地利用希望者の参入の自由度を奪う形となります。また共同利用者においても、5年後の事業継続が立てにくいリスクが挙げられます。</p> <p>当社グループでは今年度、総務省の『課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証』において、鉄道利用、いわゆる「細長い自己土地」における実証事業に取り組んでいますが、将来の制度化においては共同利用区域と「鉄道線路」が重なる場合の整理が必要になると考えており、例えば、共同利用の免許申請時の事前の周知広報が極めて重要になるとみています。</p> <p>このように、私どもが要望する広域利用は、自己土地利用（自営利用）とのエリア共存が基本であり、そもそもユースケースが異なることから、お互いに排除しあうものではないと考えています。</p> <p>本報告（案）では、広域利用について「制度化を見送る」とした一方で、『なお、面的にカバーエリアを有する利用にあたっては、自営用途と面的な利用用途で屋外利用可能な周波数帯域を分割することも考えられるが、面的な利用のための専用帯域を確保する必要性についても、引き続き検討することとする』とも明記され、今後の検討の方向性を合わせて示したものと理解しています。</p>		

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>まずは「共同利用」の適用可能な条件等を模索していく形となりますが、ローカル 5G の本格的な普及には「まちづくり（地域利用）」に合った『広域利用』の制度化が不可欠であるとみており、早期の自己土地利用とのより良い共存や運用・ルール作りに向けて、引き続き、委員会等の活動で協力していきたいと考えています。</p>		
28	株式会社オプテージ	第 7 章 共同利用等 7.1 基地局の共同利用	<p>P. 145 の以下の部分</p> <p>「ただし、前述のような条件で共同利用を行う場合であっても、共同利用区域内で後発の自己土地利用希望者が現れることは想定される。後発の自己土地利用希望者としては、共同利用サービスの提供を受けることが可能ではあるものの、独自にローカル 5G を活用することを強く希望することもあると想定される。</p> <p>この場合、例えば商業オフィスの別フロアで各々が独自のローカル 5G を自己土地利用として運用する際の運用調整と同様に、自己土地利用同士の運用調整が行われることが適当であるが、この運用調整を行った上で、なお調整がつかない場合は、免許の有効期間に限り共同利用区域は自己土地相当と認められるものであることから、共同利用区域内においては、既存の免許人の運用が優先されることが適当である。」</p> <p>該当箇所については、ローカル 5G の更なる普及に資するというメリットがある一方、後発の自己土地利用希望者が独自にローカル 5G を活用することを強く希望し、自己土地利用同士の運用調整を行った上で調整がつかない場合には、最長 5 年間、後発の自己土地利用希望者がニーズに合った用途でローカル 5G を活用できないデメリットが生じる恐れがあります。</p> <p>ローカル 5G は、基本的には自営目的での利用が想定されたシステムで、自己土地利用が原則であり、広範囲に他者の土地まで含めて面的にエリアカバーを行うことについては、慎重な議論が必要であると考えます。</p>	<p>今回の共同利用制度は、ローカル 5G を広域で利用したいという観点と、無秩序な場所取りを誘発しないという観点から、バランスをとったかたちで検討したものです。</p> <p>なお、後発の自己土地利用希望者がローカル 5G を活用すること希望した場合は、まず共同利用に参画いただくことが可能であり、その上で、独自に自己土地利用を強く希望される場合は、共同利用の免許の有効期間を踏まえて、当事者間で調整いただくことが想定されます。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
29	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社	第7章 共同利用等 7.1 基地局の共同利用 脚注16	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社によるローカル5Gサービスは、グループ内の排他的連携のみならず、他の電気通信事業者側からの連携等により、広域なサービスエリアを構築する事が可能であると考えており、ローカル5Gの無秩序な場所取りを誘発しないという観点より、必要に応じた禁止行為規制による市場支配力を有せない仕組み作りが必要と考えます。	いただいたご意見については、総務省における今後の施策の検討において参考とされるものと考えます。	無
30	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社	第7章 共同利用等 7.1 基地局の共同利用 ②	前述の通り、自己土地を有するサービス利用者より、システムの構築依頼や諸手続きに必要な個人情報等を事業者経由で関係省庁へ提出する事が必要であることを十分に理解を頂くには、相応の時間を要する事となると考えており、共同利用区域の概念、業務区域の範囲を加味した場合に適切な内容であり、本委員会報告書(案)に賛同します。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
31	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社	第7章 共同利用等 7.1 基地局の共同利用 ⑥	共同利用サービスとして扱われる共同利用区域内のサービス利用者が所有する自己土地の地番、屋号などの個人情報適切に扱われ、守られるべき情報であると考えており、具体的な周知広報、情報公開については、細やかな配慮が必要と考えます。	いただいたご意見については、総務省における今後の施策の検討において参考とされるものと考えます。	無
32	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	第7章 共同利用等 7.2 他社土地における移動制限の緩和	<p>【原案】※原文より抜粋して以下に記載</p> <p>ローカル5Gの端末は、その移動範囲が電波の干渉の観点から問題がない場合に無線局免許が発出されることから、具体的には、図7.2-1のとおり、他者土地利用時において、無線従事者がローカル5Gの利用時に適切に免許人の端末を管理している場合に限り、端末が移動しながら電波を発射することを認めることが適当である。</p> <p>なお、端末の移動制限の緩和により、自己土地からはみ出した電波で運用する場合にあっても、干渉上の懸念がなく、端末の適切な管理を行っている場合は、端末を移動しながら運用することが可能となり、ローカル5Gのより柔軟な運用が期待される。</p> <p>● 例えば港湾内での船内と港湾管理者との通信利用等、他者土地利用における移動利用のニーズはあると考えます。本項に記載の干渉上の懸念がない等の条</p>	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			件のもと端末の移動利用を可能とする、との考え方に賛同します。		
33	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社	第7章 共同利用等 7.2 他社土地における移動制限の緩和 図 7.2-1	「免許人が適切に端末を管理している」とありますが、具体的にはどのような管理方法を想定されてますでしょうか。電気通信事業としてローカル5Gサービスを提供する場合は、端末設備についても原則として、電気通信設備として適切に管理されるべきと考えており、携帯電話事業者等と同様に、原則として24時間365日の管理が必要と考えます。	前段については、無線従事者による適切な端末管理が行われることを想定しています。 後段については、定期検査の簡素化を受ける場合は、ローカル5Gの基地局からの電波発射中は監視を行い、適切な保守運用体制を構築することとしています。	無
34	ソフトバンク株式会社	第7章 共同利用等 7.2 他者土地における移動制限の緩和 脚注19	報告書案P146の脚注19において、「他者土地利用における端末の移動制限の緩和については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対しては、公正競争の確保との関係により、引き続き一定の制約がある。」と記載されています。当社も当該記載のとおり、公正競争確保の観点から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東西」という。）殿に無制限に他者土地利用における端末の移動制限を緩和することは認められないものと考えます。 しかしながら、報告書案の脚注19の記載は、NTT東西殿への制約について「引き続き一定の制約がある。」と記載があるのみであり、具体性に欠けるものと考えます。 この「一定の制約」とは、主としてすでに整理・公表されている「ローカル5G導入に関するガイドライン」P24(3)公正競争の確保との関係の記載内容を意図したものと理解しておりますが、報告書案の脚注19の記載内容については、「ローカル5G導入に関するガイドライン」の記載を引用し、明確化を図ることを要望いたします。	いただいたご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
35	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社	7.2 他社土地における移動制限の緩和 脚注19	他社土地における移動制限の緩和により、無秩序なエリアカバーが進まぬよう、必要に応じた禁止行為規制による市場支配力を有せない仕組み作りが必要であり、本委員会報告書（案）に賛同します。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
36	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	第7章 共同利用等 7.3 他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法の明確化	<p>【原案】※原文より抜粋して以下に記載</p> <p>「他者土地利用側が自己土地利用のローカル5G無線局に混信を与えないように、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要である。」と記載されており、自己土地利用側と他者土地利用側が一切干渉調整をすることなく、無条件に他者土地利用側が空中線の位置や方向の調整等を行うことが求められるような誤解を招く記載がなされている。</p> <p>このため、他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法については、図7.3-1のとおり、当事者間で干渉調整を実施し、合意できない場合は他者土地利用側が空中線の位置や方向の変更等を実施すべきというこれまでの考え方をガイドライン等で明確化することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域におけるローカル5Gの多様な利用を促すために、他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法について、より明確にガイドラインに記載することに賛同します。 	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p>	無
37	日本電気株式会社	第8章 免許手続・検査の簡素化 8.1 免許手続の簡素化	<p>○意見対象箇所</p> <p>この点、他者土地利用時（カバーエリアが他者土地に及ぶ場合）については、事後的に当該土地所有者等による自己土地利用が開始される可能性があり、その自己土地利用を保証する必要があることから、基地局の空中線の設置場所の変更にあたっては、これまで通り許可事項とすることが適当である。</p> <p>一方、屋外での自己土地利用において、空中線の設置場所の変更にあたっては、他者土地への電波の強度が増加しない場合に限って、ローカル5Gの干渉調整において特段の影響はないと考えられる。また、空中線の設置場所の変更にあたっては、基地局免許申請時等に予め、複数の空中線設置予定地点において他者土地へ干渉を与えないことを確認できるのであれば、確認を行った予定地点に空中線を移設する場合に変更を届出で認めることが適当である。具体的には、変更の届出を認めるにあたり、以下の確認を行うことが適当である。(図8.1-2、8.1-3参照のこと。)</p> <p>①免許申請時に、自己土地内の複数の地点で、干渉検討上問題がないことを予め確認する。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<p>②調整対象区域が他者土地に存在する場合、当該土地の所有者等からの合意を得る。</p> <p>●意見</p> <p>屋外における免許の変更手続きの緩和のご検討いただきありがとうございます。本緩和案により、自己土地での工事等を含む時限的に移設の必要性があるユースケースにおいて、これまでより、スムーズな移設が実現できると期待しております。</p> <p>制度化に向け引き続き宜しくお願いいたします。</p>		
38	西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社	第8章 免許 手続・検査の簡素化 8.1 免許手続の簡素化	工事現場や農場等において、屋外に設置する基地局の移設を頻繁に行うニーズが存在するため、ローカル5Gの運用が簡素化されることについて、賛同します。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
39	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社	第8章 免許 手続・検査の簡素化 8.1 免許手続の簡素化 図 8.1-3	<p>屋外での自己土地利用において、空中線の設置場所の変更にあたりは、他者土地への電波の強度が増加しない場合に限って変更の届出で認める事について、本委員会報告書(案)に賛同します。</p> <p>また、自己土地相当とみなす共同利用という概念を導入するにあたり、共同利用も自己土地利用と同様に、空中線の設置場所の変更にあたり他者土地への電波の強度が増加しない場合は、変更の届出を認める方向で整備される事を期待します。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>後段のご意見については、総務省における今後の施策の検討において参考とされるものと考えます。</p>	無
40	西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社	第8章 免許 手続・検査の簡素化 8.2 定期検査の簡素化	パブリック5Gと異なり、24時間365日ローカル5Gを利用する用途ではない場合もあるため、運用が簡素化されることについて、賛同します。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
41	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	第9章 海上への利用拡大	<p>【原案】※原文より抜粋して以下に記載</p> <p>海上の人工的な構造物等においてローカル5Gを運用する場合も同様の考え方が可能であること、</p> <p>～（中略）～</p> <p>海上での電波伝搬等の所要の技術的条件の検討を行ったうえで、以下の方針の下、制度整備の検討を行うことが適当である。</p> <p>● 地域の課題解決に向けケーブルテレビ事業者が地域の事業者や自治体、学校関係者と議論を重ねる中で港湾内等の海上におけるローカル5Gの利用ニーズがあることが分かってきました。ローカル5Gの海上での利用に関して、本項記載の内容に賛同します。</p> <p>※ケーブルテレビ事業者も令和3年度及び4年度のローカル5G開発実証において、海上での利用を前提とした実証（ローカル5Gを活用した操船支援情報の提供および映像監視による港湾内安全管理の取組み）を実施しています。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p>	無
42	富士通株式会社	第10章 その他	<p>今回の報告内容について賛同いたします。ローカル5Gの利用方法に新たな選択肢を与えるとともに、コスト効率の向上や柔軟な運用にも繋がり、ローカル5Gユーザーの便益が向上すると考えますので、早期の制度改正を期待いたします。</p> <p>ローカル5Gはデジタル田園都市国家構想を支えるデジタルインフラの一つであり、活用が広がるにつれて更に新たなニーズが顕在化していくものと考えます。</p> <p>引き続き、必要な課題への対応について、適宜検討を実施いただくことを期待いたします。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p>	無
43	阪神電気鉄道株式会社、阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーション	第10章 その他	<p>ローカル5Gのアンカーバンドとしての役目も含めて2019年度に制度化され、実際にアンカーバンド活用が進んでいる自営等BWAにおいて、本報告（案）で触れている「免許手続きの簡素化」、および追加の2項目「他者土地における移動制限の緩和」、「複数の自己土地に挟まれた公道や河川等を自己土地として扱う緩和（2020年度のローカル5G制度改正項目）」について、ローカル5Gとの運用の整合性を取ることを目的とした早期の対応を要望します。</p>	<p>本意見募集の対象はローカル5Gの柔軟化に関するものです。</p> <p>いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	シヨンズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、BAN-BANネットワークス株式会社、アイテック阪急阪神株式会社		<p>地域 BWA 事業者としては、利用環境等の条件によって自営等 BWA をローカル 5G のアンカーバンドとして活用するケースも想定されますが、現行の制度では、「複数の自己土地に挟まれた公道や河川等を自己土地として扱う」ことができるローカル 5G に対し、自営等 BWA では自己土地として扱う制度がなく、移動局の運用で不整合が生じています。</p> <p>また今後、ローカル 5G で「免許手続きの簡素化」、「他者土地における移動制限の緩和」の制度整備が進むと、アンカーバンドとして自営等 BWA を使う場合は、基地局や移動局の扱いでやはり運用等の不整合が生じるおそれがあります。</p> <p>ローカル 5G の場合は、免許申請時の携帯電話事業者（全国 MNO）との事業者間調整は基本的に不要ですが、自営等 BWA は地域 BWA と同様に、全国 BWA 事業者との事業者間調整が必須であることから、BWA 事業者間の干渉問題が運用開始後に起こることは低く、ローカル 5G よりも柔軟な運用がしやすいものと考えます。</p> <p>また、本報告（案）で「必要に応じて適切な場で検討を行なうことが適当である」と明記されたことについては、是非そのような場を設けていただければと期待します。これまでは、地域・自営等 BWA に特化した議論をする場の設定が容易ではないことから、既存の委員会・作業班（ローカル 5G 検討作業班）の中で合わせて議論されてきた経緯があります。今後、全国 BWA が関わる検討事項においても、BWA 帯の個別で議論が進むことは難しいと考えられることから、地域 BWA 推進協議会とも連携して、ローカル 5G と自営等 BWA の運用の不整合が早期に解消できるよう、検討実施に向けて当社も協力したいと考えています。</p>		
44	西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社	第 10 章 その他	<p>本報告案においては触れられておりませんが、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」における 4. ローカル 5G の免許人による全国 MNO 等との連携(3) 公正競争の確保との関係に関して、スマート農業等の事例をはじめ、今後も全国 MNO 基地局エリアを跨ぐユースケースが想定されることから、NTT 東西が限定的・補完的にローミング接続を行うことに対し、柔軟に対応いただきたいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見については、総務省における今後の施策の検討において参考とされるものと考えます。</p>	無

No	意見提出者 (順不同)	意見対象	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
45	株式会社恒河技術	第 10 章 その他	ローカル 5G を活用するために有効であり、緩和に賛成する。 地域 BWA、自営等 BWA でも同様の緩和を希望する。	本案に対する賛成のご意見として承ります。 後段のご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。	無

(注)

- ・ご意見の提出時に記載された意見対象箇所によらず、各項目に関連するものは、当該項目関連として分類しています。また、意見対象が記載されていない場合や明確でない場合は、関連すると考えられる項目に記載しています。